

地水火風 92

牧野恒一

緊急地震速報の運用開始（2）（前号からの続き）

【緊急地震速報を受けたらどうしたらよいか】

国民が（一般向けの）緊急地震速報を受けたらどうしたらよいだろうか。
政府の啓発用パンフレットなどを見ると、

- 家庭にいる場合…頭の保護、机の下等に退避、慌てて外に飛び出さない
 - 多数の人がいる施設の場合…係員の指示に従う、慌てて出口に殺到しない
 - 屋外にいる場合…ブロック塀の倒壊・看板やガラスの落下に注意、建物から離れる
 - 山や崖のそばにいる場合…落石、崖崩れに注意
 - 鉄道・バスの中にいる場合…手すり等にしっかりつかまる
 - エレベーターの中にいる場合…最寄り階で停止しすぐ降りる
- などとなっている。

改めて言われるまでもないような常識的なことだが、こんなことでも、あらかじめ意識しておかないと、数秒間で最も適切な行動を取るのには難しいかも知れない。

緊急地震速報の公表に当たって議論的だった自動車運転中の行動については、

- 慌ててブレーキをかけない、ハザードランプを点灯、揺れを感じたらゆっくり停止となっている。運転中にラジオをつけていれば、今日にでも緊急地震速報を受信することがありうる。自分のこととして覚えておかないと、事故を起こしかねないなど改めて思う。

【施設の管理者等は？】

一方、各種施設の管理者向けには、8月に気象庁で「緊急地震速報の利活用の手引き」という冊子が作られている。

この冊子では、各施設で緊急地震速報を受信した場合に館内に伝える手段、速報を受けた従業員の客への伝達内容と対応、そのためのマニュアルの作り方、訓練の方法などが丁寧に示されており、参考になる。

客等が速報を受けてからすることは個人向けと同じだが、施設側の立場に立って、揺れ出したときに安全な場所と危険な場所をあらかじめ峻別しておかないと適切な指示ができないこと、安全な場所がない場合にはあらかじめ作っておく必要があることなどが示され

ている。建物の耐震性能の確保、施設・什器類の固定など、結局、地震対策をきちんとしておかないと、緊急地震速報を受けても適切な対応がとれない、ということだ。まあ、考えてみれば当たり前のことには違いない。

【気象業法の改正】

緊急地震速報の本格運用が始まったことなどを受け、気象業法の改正案を国会に上程することが、10月12日に閣議決定された。

この法律案では、気象庁は、震源付近の初期微動及び火山の活動状況に関する観測成果に基づき、地震動及び火山現象についての一般の利用に適合する「予報」及び「警報」をしなければならないこととされている。「地震動の予報」とは初期微動から各地の地震動を予測し発表することとされており、「緊急地震速報」のことにほかならない。なお、「予報」とは自然現象の予想を発表すること、「警報」とはそれらのうち重大な災害のおそれを警告する予報のことである。

緊急地震速報を予報及び警報として出すことになると、津波や高潮などの予報や警報と同じ扱いとなる。気象庁には関係省庁やNHKなど関係機関に通報義務が生じ、それらの機関等では市町村、船舶、航空機への連絡等が義務づけられる。また、市町村では災害対策基本法に基づいて一定の行動を行わなければならない。緊急地震速報の提供がいわばサービスとして行われるのは大違いだ。これから関係省庁や関係機関では、緊急地震速報を予報又は警報として受け取った場合にどうすべきか、真剣に考えなければならないということだ。

【緊急地震速報はビジネスチャンス】

「高度利用者向け緊急地震速報」は、所定のシステムを準備すれば誰でも受信でき、誰でも利用できる。前述のように、その情報は内容、精度とも相当のレベルにある。これをどう使うかは利用者次第だ。工場など作業現場における機器類の停止、運航中の列車の急制動など、速報を受けて自動的に停止するジャンルだけでも無数にありそう。自動車でも、ハザードランプをつけてスピードダウンするだけなら自動化は簡単そう。情報機器における緊急バックアップなど、ソフト面での利活用の種もいくらかもあるだろう。いずれも、一定の機器とプログラムの整備が必要になる。

家庭でも、テレビなどは「一般向け」の情報しか発信できないが、受信機器を設置して「高度利用者向け」の情報を加工すれば、いろいろなバリエーションが考えられる。「〇秒後に震度〇の地震が来ます」などと言わせることも自由自在だ。震度3以下でも情報が来るので、体験用としても良いかも知れない。インテリアの一部に組み込むなど、思わぬ使い方を考える人もあると聞く。

米軍用のGIS情報がカーナビなどで様々に利用されているように、緊急地震速報の情報も、気象庁が考えも及ばない多様な使い方が出てくるのではないかと楽しみだ。